



Interactive Training in Communication-Japan

教育資料 **議事規則への招待**

簡略冊子版

2022.6 作 2023.12.21 訂正校正

2020年(令和2年)に、ロバート議事規則 ROBERT'S RULES OF ORDER NEWLY REVISED の新しい版(第12版)と、同時に公式の簡易版 RONR IN BRIEF(第3版)が出版されました。ITC-J ホームページに掲載の旧 ITC 日本リージョン会報や ITC-J 議事法マニュアル、議事法クイズ等も参考にして、議事規則を学んでみましょう。

会則

ITC-J 会則

ITC-J 各カウンスル会則

ITC-J 各クラブ会則

ITC-J における議事運営法の典拠

ロバート議事規則 RONR 新改訂版最新版→第12版

(公式の簡易版 RONR IN BRIEF 第3版)

ロバート議事規則日本語版(RONR 第8版の翻訳)

ITC-J における教科書・記事

(ITC-J ホームページに掲載されている)

ITC-J 議事法マニュアル／ITC-J 議事法クイズ

ITC 会報／ITC-J 会報 等

作成 沖田道子(ITC-J カウンスル No.4 ひろしまクラブ)

2022年 簡易冊子版作成

2023年12月21日 簡易冊子版 訂正・校正

目次

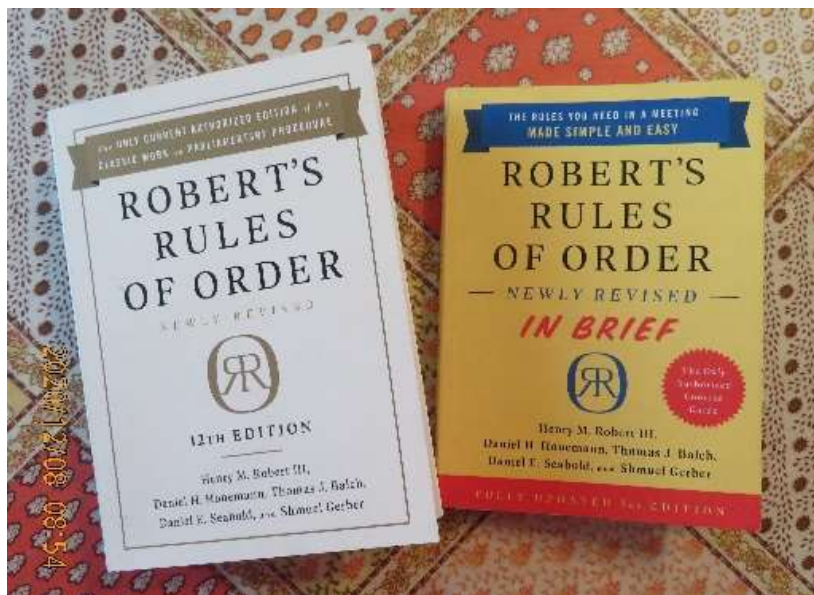
内 容		
第 1 回	議事録の訂正の書き方……RONR 第 12 版に、訂正の書き方が記載されていました。	p1
第 2 回	議事録草稿について……クラブ例会で承認前は、正式の議事録ではありません。	p2
第 3 回	発言時間の制限……特別の規則がない場合には、一人 10 分 2 回まで発言できます。 ITC-J 大会では、大会規則に一人 2 分と書かれています。	p3
第 4 回	修正動議について少し……会議が必要とするだけの修正動議を作ることができます。 一時に審議できるのは、2 つまでです。第一修正と第二修正です。	p4
第 5 回	総意は時間の節約……「もしご異議がなければ～させていただきます」と言います。	p5
第 6 回	棄権について知ろう……投票は義務ですが、強制はできません。	p6
第 7 回	2/3 多数決……、「棄権や白票を除いて、2/3 あればよい」のです。	p7
第 8 回	採決結果決定の練習……過半数の場合と 2/3 過半数の場合の 2 つのケースを練習	p8
第 9 回	ロバート議事規則について(1)……2020 年に出版された RONR 第 12 版は、 新改訂版になってから 50 周年の版となります。	p10
第 10 回	ロバート議事規則について(2)…… RONR 日本語版と ITC-J とでは、 日本語の議事法用語が一部違って訳されています。	p11
第 11 回	会則修正案に関して……主要動議と会則修正案との構造の違いを理解しましょう。	p14

第1回「議事録の訂正の書き方」

く今までのロバート議事規則新改訂版最新版(RONR)に書かれてなかった「議事録の訂正の書き方」について

RONR 簡易版第3版で一緒に学びましょう。>

議事録は、承認前も承認後も訂正できることは、以前からロバート議事規則に書かれていました。しかし、その際の議事録の書き方に関してのはっきりした記載は、最新の2020年出版のRONR第12版と、その簡易版IN BRIEF第3版に初めて書かれています。簡易版IN BRIEF第3版中の「FREQUENTLY ASKED QUESTIONS」は研究所のHPからも見られます。



最初に承認される際の議事録(草稿)の訂正について

(作者 注)理解の為(草稿)を加えた

RONR IN BRIEF(3rd edition) CHAPTER13 FREQUENTLY ASKED QUESTIONS p121

質問 16 前回例会の議事録(草稿)が承認前に訂正された場合、その訂正は、訂正された例会の議事録の中に入りますか？

回答 承認のために初めて議事録(草稿)が提出されたその時に、その議事録(草稿)に訂正があった場合、それらの訂正は、承認された議事録(草案)の中になされます。訂正された時の例会の議事録には訂正された内容は書かずに、単に「訂正され承認された」と書きます。

議事録が承認後の訂正の仕方と書き方(何年後でも可能)

議事録が最初に承認された後にそれを訂正する必要がある場合には、それらの訂正は「Amend Something Previously Adopted 以前採択されたことを修正する」動議を使って行われます。

その「以前採 択されたことを修正」する動議は主要動議ですから、可決されるにしても否決されるにしても、動議の正確な文章を訂正した例会の議事録に載せます。以前承認された議事録の訂正が可決された場合、書記は実際には元の議事録の内容を変更はしませんが、欄外に注釈を書き入れます。訂正された文章を書くか、または訂正が可決された例会の議事録を参照するように書きます。

2020年にはRONR第12版(左)と共に、簡易版IN BRIEF第3版(右)も出版されました。

第 2 回 「議事録草稿について」

ロバート議事規則新訂版最新版第 12 版の簡易版 IN BRIEF(英文)第 3 版から、書記の作成する議事録草稿の部分を抜き出し訳しました。

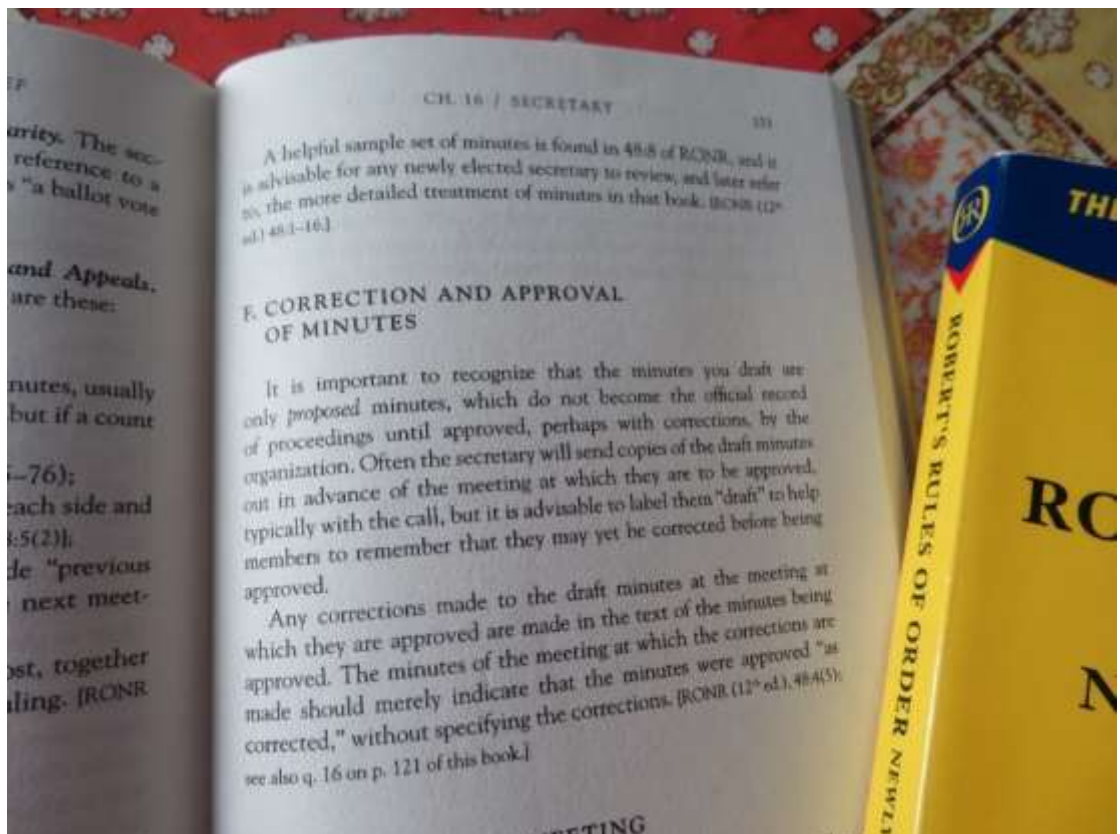
<訳> IN BRIEF 第 16 章 書記 F 議事録の訂正と承認 p153

あなたの下書きした議事録は単なる議事録の案(proposed minutes)であることを認識しておくことは大切なことです。それは、訂正されることもあり、会で承認されるまでは正式の進行の記録とはなりません。

しばしば書記は、例会案内とともに、そこで承認を受けることになる議事録草稿(the draft minutes)のコピーを、会合の前に送付します。それには、承認前に訂正されることがあることを会員にわかっておいてもらえるように、「draft 草稿」と記しておくことが勧められます。

議事録草稿が訂正され承認された場合、その訂正は書き入れられ議事録となります。承認が行われた例会の議事録には、詳しい訂正内容は書き入れず、単に「訂正され承認された」と書きます。

RONR 簡易版 IN BRIEF 第 3 版 p153



第3回 「発言時間の制限」

ITC-J 議事法マニュアル p3 の討議のルール 8 の中には、「会議で規定されている以上に長く発言しないようにする (8. Speak no longer than the rules of the assembly allow.)」と書かれています。

<大会規則や例会規則がない場合「会議で規定されている」のは何分でしょう？>

ロバート議事規則 RONR 簡易版 IN BRIEF(英文)第3版から、日本語に訳してみました。

<訳> IN BRIEF 第3版 第4章 討議 A. 討議のルール 1. 討議の際の発言の限度 p29

討議の許される動議を審議中、あなたは同一日に一つの動議に対して 2回発言 できます。毎回10分間を限度とします。制限を決めている場合も多いのですが、特別の規則がない場合には、どのような組織にも適応されます。

それを”残しておいたり”、誰かに譲ったりはできません。例えば、最初は5分間発言し、2回目は15分間発言するなどではできません。議会における場合とは違って、発言権を譲って、持ち時間を他の人に話させることもできません。(質問者の時間を使って答えてもらう場合を除く)

ITC-J 大会では、大会冊子の「大会規則」の「討議」の箇所に「発言者の持ち時間は2分とする」と記載されています。大会で採択された「特別な規則のある場合」といえます。

大会規則	
1. 大会日程	採択されたとおりの大会規則とプログラムが大会日程となる。
2. 登 録	2.1. ITC-J の会員は、大会1日目から2日目までのどの部門に参加しても登録し、大会登録費を支払う。ただし CMT のみ出席の場合、登録費は不要。 2.2. 非会員が本大会の晩餐会のみに出席する場合は、登録費を支払わなくてよい。 2.3. 大会に出席する者は名札を着用する。
3. 派遣員資格確認	3.1. 派遣員は信任状を提示し、正規に登録される。 3.2. 有資格クラブだけが、正当な派遣員をもつ。 3.3. 派遣員はすべてのビジネス会合において、派遣員たすきを着用する。 3.4. 派遣員の代理人が派遣員を務めるときは派遣員たすきを着用する。 3.5. 派遣員は開会以前に着席していなくてはならない。
4. 定 足 数	派遣員の出席が、ITC-J に所属するクラブの過半数を満たしていれば、定足数が確立されたものとする。
5. 動 議	5.1. 正規に登録された派遣員、又はその派遣員代理人のみが、動議を提出し、投票することができる。 5.2. 動議は、書面の形で提出される。
6. 討 議	6.1. ITC-J の会員は、だれでも発言することができる。 6.2. 発言する会員は、起立し、議長に呼びかけ、発言許可を得てから、自分の氏名およびクラブ名を告げる。 6.3. <u>発言者の持ち時間は2分に制限する。審議15分とする。</u> 発言を求める会員全員が発言の機会を得つまでは、だれも二度目の発言をすることはできない。各々の制限時間に達したとき、公認計時係が時間を告げる。

第4回 「修正動議について少し」

補足動議の修正動議について、考えてみましょう。

ITC-J 議事法マニュアルにも、修正の要点として「1. 一時に2つの修正のみを取り上げることができる。」と書かれています。なぜ、第3修正動議は作れないのでしょうか？

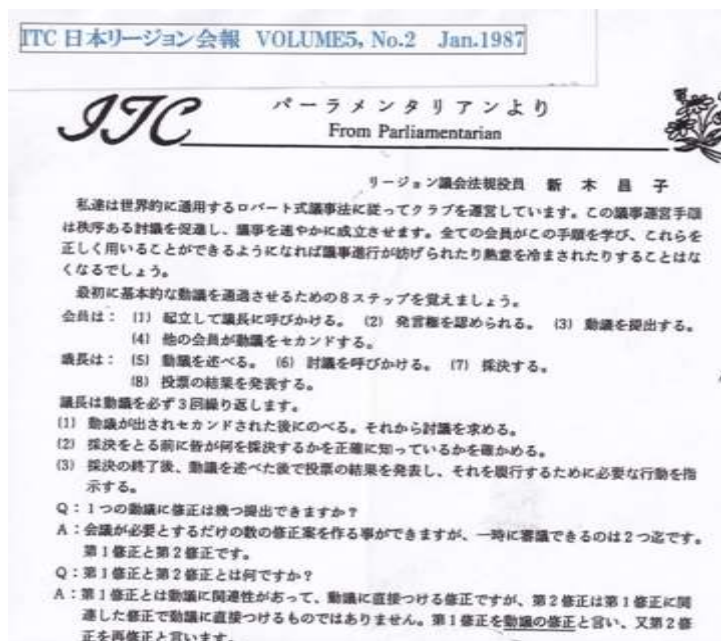
< 修正動議は一時に2つまで >

ITC-J のホームページに掲載の
ITC 日本リージョン会報 Vol.5 No.2
には、こう書かれています。

Q: 1つの動議に修正は幾つ提出
できますか？

A: 会議が必要とするだけの数の
修正案を作る事ができますが、
一時に審議できるのは2つ迄
です。

第1修正と第2修正です。



< 第3修正動議が許されないのは、複雑になりすぎるから >

RONR の全ての版に、第2修正についての説明があります。

< 訳 > 簡易版 RONR IN BRIEF 第3版 第5章 修正 D.修正案の修正 p49

主要動議への修正動議は、それ自身”第2修正動議 secondary amendment”によって修正されます。それは an”amendment of the second degree”とか an”amendment to the amendment”と呼ばれたりします。第2修正動議の規則は複雑で、RONR (12th ed.) 12:1-91 の中に説明されています。

第2修正動議それ自体は、修正できません。あまりにも複雑になりすぎるから、第3修正動議とは提出できません。

第3修正動議を提出する代わりに簡単な一つの方法としては、会員は会でこう述べます。「懸案中の修正動議が否決されたら、違うものを提出します。」そしてその内容を伝えておきます。 RONR (12th ed.) 12:12, 12-65

第5回 「総意は時間の節約に」

総意を上手に使っていらっしゃいますでしょうか？ 時間の節約になります。

総意は、口頭採決や挙手採決、無記名投票などと同じ、**採決方法の一つ**です。

とっても便利な総意について、復習してみましょう。

「ご異議ございませんでしょうか？」
「もしご異議がなければ、～とさせていただきます」
「ご異議がないので～させていただきます」
採決方法の一つです。反対を聞いていません。

ITC-J 議事法マニュアル 第2章 p12には、こう書かれています。

5. 総意 議事の中での慣行となっている手順に使われる、略式の賛否表示の方法で、大多数が賛成であると考えられる場合に使われる。「もし異議がなければ…」

RONR の第8版～第12版での総意の説明は、**とても納得！**

- ◎「規則というものは少数者の保護のためにあり、保護すべき少数者が存在はしない時には、厳格に適用される必要はない」
- ◎「全構成員が賛成していることを必ずしも意味しない。それは、反対者が反対したり、それを議論することを無用と感じ、単に黙諾することを意味するに過ぎない。」
- ◎異議が出たら、議長は動議を出してもらい、正式の審議をする。あるいは、議長は動議がだされたものとして、採決を行う。
- ◎「『反対します』と答える場合にも、その発言者は議案そのものに反対なのではなく、その場状況によれば正式な表決をとることが賢明である、と考えているのかも知れない。」

ポイント

毎月ルーティンで常に行うすべての審議に対して、何の反対もないであろうことまでも、すべてのステップを経て、毎月の会合を持つとしたら、ビジネスはとっても退屈な時間になることでしょう。上手に**総意**を使いましょう。また誰も異議を唱えることを躊躇する必要はありません。

第6回「棄権について知ろう」

< 棄権票はなぜ、投票総数から除かれるのでしょうか？ >

ITC-J 議事法クイズ 11 ページには、棄権に関するクイズが載っています。

9. 投票は会員の義務ですか？

議事法クイズ No.7 第2章 (採決)について

投票するのは会員の義務ですが、強制はできません。

11. 会合において過半数すれすれで動議が可決されました。採決に応じない会員が数名いて、決定事項を支持する必要はないと主張します。この人たちは、正しいでしょうか？

いいえ。多数派の意見が優先します。そして少数派も決定事項を支持しなければなりません。採決に応じない人達は棄権したのであり、採決に応じた人達の決定に従い、これを支持しなければなりません。

質問 6: 棄権票は、数えますか？

RONR 第 12 版の簡易版 IN BRIEF(英文)第 3 版 p116

回答 「棄権とは投票することを拒否することなので、棄権(投票) abstention votes」という単語は、矛盾した言葉 an oxymoron です。棄権するという事は、投票をしないということの意味ですから、棄権の投票 abstention votes ということは、あり得ないのです。

一般的には、規則で過半数又は2/3多数決が必要とされる場合、必要とされるのは、過半数又は2/3多数決の投票された票ですので、棄権は完全に投票結果に影響を持たないことを意味します。

その一方、規則にはっきりと、出席会員の過半数又は2/3多数決、全会員の過半数または2/3多数決と書かれている場合には、棄権は“反対票”と同じ効果を持ちます。しかしながら、そのような場合でも、棄権は投票ではなく、投票数としても数えられません。

「棄権の権利」に関する説明 RONR 第 12 版 § 45 表決手続き § 45:3 棄権の権利 p385

(通常の場合)白票や棄権票は、紙屑として無視されます。

ITC-J 会則第 16 条の 「有資格クラブの 2/3 の賛成投票」とか

「有資格クラブから受け取った解答の 2/3 の賛成投票」とかいう場合は、当てはまりません。

指名委員の選挙の際、5 名連記との指示の時、

4 名しか記入しないのは 1 名分を棄権。

3 名しか書かないのは、2 名分を棄権したということなので、

第7回 「2/3多数決」

< 表決結果決定の原理 >

過半数の表決—「ある要件を採択するための基本的要件は、別段のさだめがない限り、過半数の表決である。過半数とは、半数を超えることを意味する。定足数に達している会合において、白票や棄権を除き、合法的に投票権を与えられたものが投ずる票の半数を超えている事を意味する。」

3分の2の表決—定足数に達している会合において、白票や棄権を除き、合法的に投票権を与えられたものが投ずる票の、少なくとも3分の2はある事を意味する。

< 2/3多数決の持つ意味は？ > RONR 簡易版 IN BRIEF(英文)第3版のp34 英文に、「討議の制限あるいは延長」の動議の表決に2/3多数決を必要とする理由が述べられています。

2/3多数決を必要とするのは、聞かれるべき個人の権利と、ビジネスの進行が極端に遅くならないことを望む会の権利の妥協の産物である。」

RONR 第8版(それ以降の版も同じ内容)の翻訳である日本語版のp332には、こう訳されています。

3分の2の表決 Two-Thirds Vote

3分の2の表決とは—この用語が特に断りなく用いられる場合には一定足数に達している定例会合または正規に招集された会合において、白票や棄権を除き、合法的に投票権を与えられた者が投ずる票の少なくとも3分の2はあることを意味する。…途中略…

構成員個人の権利と会議の権利の妥協として次のような議案を採択するためには3分の2の表決が必要である、とする原則が確立されている。……略……



第 8 回 「採決結果決定の練習」

- ◎通常の採決(ロバート議事規則の表決を参照)①②——ITC-J 大会やクラブ例会で行われる
- ◎ITC-J 会則 第 16 条にある特別の場合の採決などは、当てはまりません。

.....

問題と解答①② 通常の場合

① 過半数の採決の場合 (棄権や白票はゴミとして廃棄) **一票でも多く**

可決：賛成票が半数を超えている事

場合：通常の動議や決議案や修正動議の採択

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>A</td><td>クラブ数</td><td>60</td></tr> <tr><td></td><td>派遣員数</td><td>60 名</td></tr> <tr><td></td><td>投票数</td><td>60 票</td></tr> <tr style="background-color: yellow;"><td></td><td>賛成</td><td>30 票</td></tr> <tr style="background-color: yellow;"><td></td><td>反対</td><td>30 票</td></tr> <tr style="border-top: 2px solid red;"><td style="text-align: center;">可決</td><td style="text-align: center;">否決</td><td style="text-align: center;">その他</td></tr> </table>	A	クラブ数	60		派遣員数	60 名		投票数	60 票		賛成	30 票		反対	30 票	可決	否決	その他	可否同数は否決	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>B</td><td>クラブ数</td><td>60</td></tr> <tr><td></td><td>派遣員数</td><td>60 名</td></tr> <tr><td></td><td>投票数</td><td>60 票</td></tr> <tr style="background-color: yellow;"><td></td><td>賛成</td><td>28 票</td></tr> <tr style="background-color: yellow;"><td></td><td>反対</td><td>27 票</td></tr> <tr style="border-top: 2px solid red;"><td style="text-align: center;">可決</td><td style="text-align: center;">否決</td><td style="text-align: center;">その他</td></tr> </table>	B	クラブ数	60		派遣員数	60 名		投票数	60 票		賛成	28 票		反対	27 票	可決	否決	その他	一票多いから可決
A	クラブ数	60																																					
	派遣員数	60 名																																					
	投票数	60 票																																					
	賛成	30 票																																					
	反対	30 票																																					
可決	否決	その他																																					
B	クラブ数	60																																					
	派遣員数	60 名																																					
	投票数	60 票																																					
	賛成	28 票																																					
	反対	27 票																																					
可決	否決	その他																																					

可決／否決の計算のヒント (いずれも定足数に達しているとして。)

(ITC-J では、資格のない会員の投票や 2 枚重ねの票などないと考えると)
賛成票と反対票を比べます。多い方になります。同数であれば否決です。

② 2/3 の採決の場合 (棄権や白票はゴミとして廃棄) **2/3 あればよい**

可決：賛成票が少なくとも 2/3 はあること

場合：以前採択された事を変更する場合・**会則修正**等/会員の権利を制約する可能性のある場合・採決要求等

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>A</td><td>クラブ数</td><td>60</td></tr> <tr><td></td><td>派遣員数</td><td>60 名</td></tr> <tr><td></td><td>投票数</td><td>60 票</td></tr> <tr style="background-color: yellow;"><td></td><td>賛成</td><td>40 票</td></tr> <tr style="background-color: yellow;"><td></td><td>反対</td><td>20 票 (×2=40)</td></tr> <tr style="border-top: 2px solid red;"><td style="text-align: center;">可決</td><td style="text-align: center;">否決</td><td style="text-align: center;">その他</td></tr> </table>	A	クラブ数	60		派遣員数	60 名		投票数	60 票		賛成	40 票		反対	20 票 (×2=40)	可決	否決	その他	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>B</td><td>クラブ数</td><td>60</td></tr> <tr><td></td><td>派遣員数</td><td>60 名</td></tr> <tr><td></td><td>投票数</td><td>60 票</td></tr> <tr style="background-color: yellow;"><td></td><td>賛成</td><td>14 票</td></tr> <tr style="background-color: yellow;"><td></td><td>反対</td><td>6 票 (×2=12)</td></tr> <tr style="border-top: 2px solid red;"><td style="text-align: center;">可決</td><td style="text-align: center;">否決</td><td style="text-align: center;">その他</td></tr> </table>	B	クラブ数	60		派遣員数	60 名		投票数	60 票		賛成	14 票		反対	6 票 (×2=12)	可決	否決	その他
A	クラブ数	60																																			
	派遣員数	60 名																																			
	投票数	60 票																																			
	賛成	40 票																																			
	反対	20 票 (×2=40)																																			
可決	否決	その他																																			
B	クラブ数	60																																			
	派遣員数	60 名																																			
	投票数	60 票																																			
	賛成	14 票																																			
	反対	6 票 (×2=12)																																			
可決	否決	その他																																			

可決／否決の計算のヒント (いずれも定足数に達しているとして。)

(ITC-J では、資格のない会員の投票や 2 枚重ねの票などないと考えると)
賛成票と、反対票の 2 倍を比べます。
賛成票が、反対票の 2 倍かそれ以上あれば、可決です。

第9回 「ロバート議事規則について」①

ロバート議事規則新改訂版最新版 **ROBERT'S RULES OF ORDER NEWLY REVISED**

RONR は、ITC-Jと同様に、多くの会で典拠とされています。

ほぼ10年毎にロバート議事規則研究所より最新版が出版されており、20年前からは同時に、文庫本大の簡易版 in Brief も出版されました。

2020年にはRONR第12版(左)と共に、簡易版 IN BRIEF 第3版(右)も出版されました。

RONR 第12版では、参照の書き方が大きく変わりました。

<ロバート議事規則第12版>

THE EDITIONS OF THIS MANUAL				
First Edition	February 1876	} POCKET MANUAL OF RULES OF ORDER FOR DELIBERATIVE ASSEMBLIES (Cover about title: ROBERT'S RULES OF ORDER)	第1版 1876 2月	ポケット便覧
Second Edition	July 1876		第2版 1876 7月	(ロバート議事規則)
Third Edition	1893		第3版 1893	ロバート議事規則
Fourth Edition	1915	} ROBERT'S RULES OF ORDER REVISED	第4版 1915	ロバート議事規則
(Completely reworked and 75 percent enlarged by original author)			第5版 1943	改訂版
Fifth Edition	1943		第6版 1951	
Sixth Edition	1951			
("Seventy-Fifth Anniversary")				
Seventh Edition	1970	} ROBERT'S RULES OF ORDER NEWLY REVISED	第7版 1970	
(Enlarged more than twofold and totally recast to be made self-explanatory)			第8版 1981	ロバート議事規則
Eighth Edition	1981		第9版 1990	新改訂版
Ninth Edition	1990			
Tenth Edition	2000			
("Millennium")				
Eleventh Edition	2011			
TWELFTH EDITION	2020			
Inclusive of Robert's Rules of Order and Robert's Rules of Order Revised				
More Than Six Million Copies in Print				

<ロバート議事規則の歴史> ..ロバート議事規則新改訂版の序説より一部抜粋

Henry M. Robert(1837-1923)はアメリカの陸軍の技術系の士官であった。サンフランシスコに赴任したとき、会合に出席して次の事に気がついた。「議事法のルールをめぐる混乱と誤解が生じ、その解決に時間が失われている」「各々の団体がそれぞれ固有の議事法を持つ」のでは、問題の解決にはならないだろう」と考えた。

- 平均的な団体が、自らのために適した一連の議事規則を備えることは困難であろう。
- たとえ個々の団体が自己用に一連の議事規則を備えることができたとしても、それでは事態はより複雑になるだけである。必要なのは、まさにその反対である。つまり、人々が別の団体に入ったり、新しい土地に移ったりする際に、異なった議事規則に出くわさないですむようにしなければならない。
- 目的の違う団体であっても、議事法の観点からすれば、通常はほぼ同一の議事規則を適用する状態にある。

第 10 回 「ロバート議事規則について」②

日本語の議事法用語の差異

ロバート議事規則と ITC-J 議事法マニュアル 二つの本の日本語版の出版時期について

ロバート議事規則・日本語版 RONR 第 8 版の翻訳 ロバート議事規則研究所により翻訳出版	1986 年 6 月 1 日発行
ITC 議事法マニュアル日本語訳(→ITC-J 議事法マニュアル) ITC 日本リージョンにより翻訳出版	1986 年 1 月発行

<ロバート議事規則の日本語版>

ロバート議事規則の第 8 版 日本語版(安藤仁介訳)の「訳者まえがき」の一部

原著者のロバートが指摘している通り、
いろいろな意味で多元的なアメリカ社会において、
人々が団体を組織し、その団体が構成員を拘束し
うる決定を下すためには、すべての構成員が納得
するような、共通の審議のルールが不可欠である。
……その意味では、これから自らを国際化し、
また、国際社会に仲間入りせざるをえない日本と
日本人にとって、世界的な共通性を持つ議事
規則を身につけることは、必須の条件であり、…
……翻訳に当たっては、わが国議会ほか各種
団体の議事規則を参照しながら作業を進めたが、
そのいずれにもないルールや特殊な用語法に
しばしば出くわした。日本語として不適切な表現や
まずい訳語も少なからずあるだろうと思われる。
読者の方々の忌憚のないご批判を、願います
次第である。……

1986 年 5 月

安藤仁介先生 2003



リーズナブルな学習
知的な好奇心を



カウンスル No.4

第 15 周年記念会合にて

<RONR の日本語版発行に関する新聞の切り抜き>

“会議の六法全書”ロバート議事規則初の日本語版出版 1987.1.7.

「会議はどれも苦手で」としりごみする人にうってつけの“福音書”を京都の会社社長が出版、国際会議関係者らの好評を得ている。

「会議の六法全書」として世界的に権威がある「ロバート議事規則」日本語版で、出版したのは京都市東山区祇園町南側 570ノ 118、セメント卸会社社長杉浦喜久造さん(53)。

ロバート議事規則は 1876 年、米国陸軍のヘンリー・ロバート将軍が、英米議会の運営規則を基に民間団体に適用できる会議運営のルールブックとして作成した。様々な慣習がぶつかり合う移民社会の米国で、無用のトラブルを防ぐ会議の統一ルールを確立するのがそもそもの狙いだったという。

ロバート議事規則は、初版発行後百十年にわたって、四百万部以上が出版されているロングセラー。自治会や PTA など小規模な会合から、株主総会、国際会議に至るまでおよそ会議と名の付く集まりには必須の書物として多くの人々が愛用。ドイツ・フランス・スペイン、中国語などには翻訳されていたが日本語版が出たのは初めて。

杉浦さんは 7 年前、知人から「日本人は会議運営ルールを知らないばかりに、国際会議でチンプンカンな発言をしてひんしゅくを買ったりしている。“ロバート”の翻訳が”できたら、会議下手の汚名も返上できるのではないか」ともち掛けられて日本語版編集作業に着手。翻訳は国際法専攻の安藤仁介・神戸大学教授が担当した。

完成した日本語版は A5 判、722 ページ、20 章から成り、議案の提出方法と優先順位、表決の採り方——などが種々の会議や場合に応じて適用できるよう体系的にまとめられている。さらに少数意見を反映させる方法、混乱や感情的な対立を生じず本音で討論する方法などについても、具体的に説明してある。

杉浦さんは「討論は形式で結論を急いだり、結局偉い人の決断にゆだねたがる日本の会議運営に慣れた人にはとっつきにくいかもしれない。しかし、実際の会議に使うと本当にスムーズに運営できる。国際会議出席者はもちろん、会議が苦手、会議運営が不満——という人に使ってほしい」と幅広い利用を呼び掛けている。



両方の本は、お互いに同じ分野の議事法の本が翻訳されているとは知らないで、ほぼ同時期に各独自に翻訳され出版されたと思われます。問題は、議事法の専門用語が両者で違って訳されていることが、ITC/ITC-Jで問題になります。

ITC-Jでは議事法の辞書/六法全書とも言われるロバート議事規則を典拠としていますが、そのロバート議事規則(日本語版)を紐とく時、日本語の用語が違うため、理解困難な部分や混乱が生じる可能性があります。

特に問題になるのは

RONR 第12版	議事法用語(英語)	ITC/ITC-J(日)	ロバート議事規則(日)
§ 57 57:3と4	(会則の)amendment	修正	改正
§ 57 57:5	(会則の)revision	改正	改訂

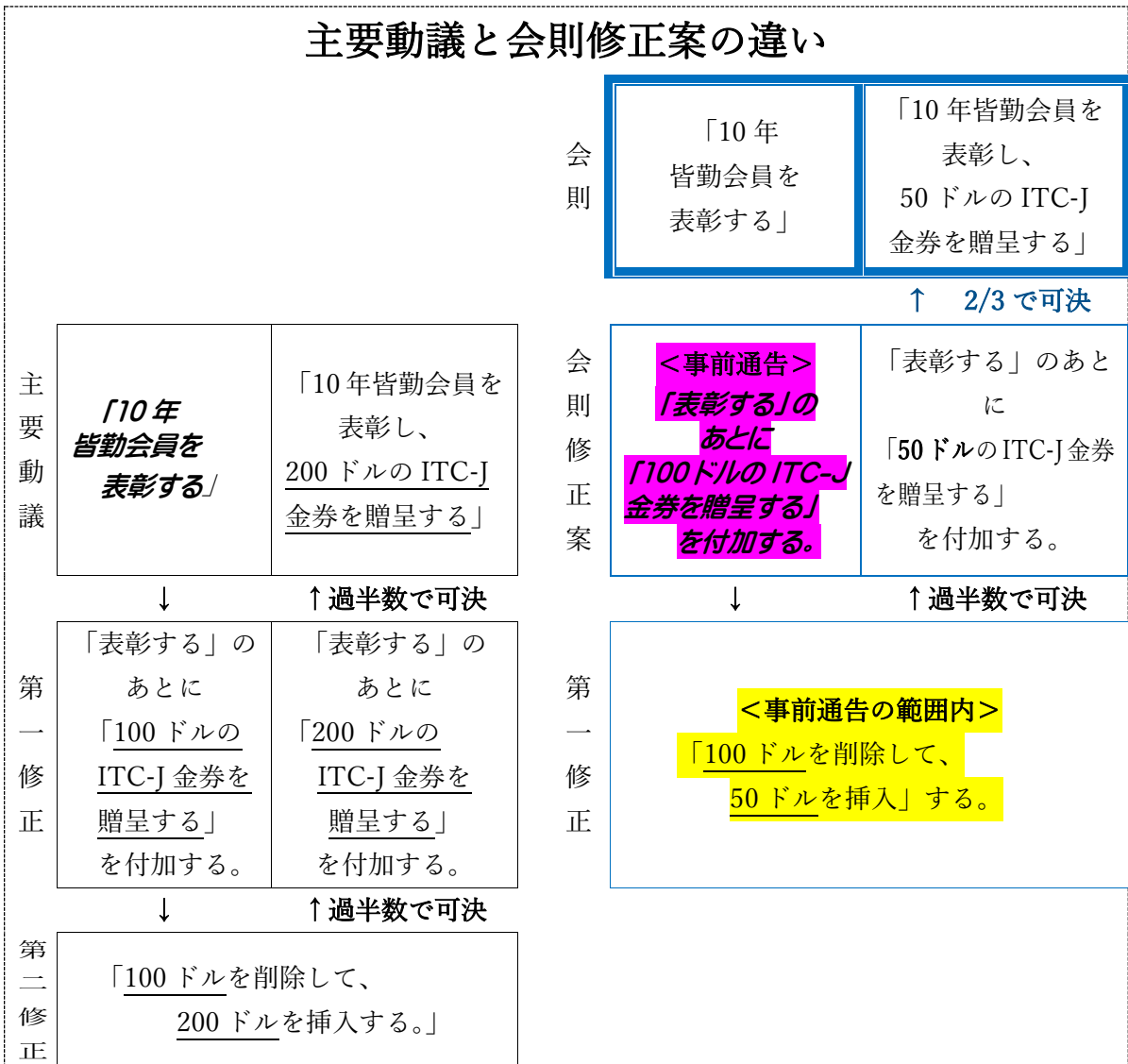
訳語の比較対照表

ROBERT'S RULES OF ORDER	ITC-J	ロバート議事規則(安藤仁介訳)
BYLAWS	会則	規約
STANDING RULES	細則	運営細則
BOARDS	役員会	理事会
STANDING COMMITTEES	常任委員会	常設委員会
MOTIONS	動議	議案
MAIN MOTIONS	主要動議	主議案
SUBSIDIARY MOTIONS	補足動議	補助議案
PRIVILEGED MOTIONS	優先動議	優先議案
INCIDENTAL MOTIONS	付帶動議	付随議案
ADJOURN	休会(閉会)	閉会
RAISE A QUESTION OF PRIVILEGE	権利主張	優先事項の申し立て
CALL FOR THE ORDERS OF THE DAY	議事日程遵守の要求	予定通りの議事進行の要求
LAY ON THE TABLE	棚上げ	審議棚上げ
PREVIOUS QUESTION	採決要求	審議終了
LIMIT OR EXTEND LIMITS OF DEBATE	討議の制限或いは延長	審議短縮または延長
POSTPONE TO A CERTAIN TIME	期限付き延期	審議暫時延長
PRIMARY AMENDMENT	第一修正	一次的修正
SECONDARY AMENDMENT	第二修正	二次的修正
DIVISION OF A QUESTION	動議分割	議題の分割
DIVISION OF THE ASSEMBLY	表決確認	再表決
AMEND SOMETHING PREVIOUSLY ADOPTED	以前採択されたことを修正する	改正

第 11 回 「会則修正案に関して」

<p>左側は、主要動議の場合</p> <p>会合で、「10年皆勤の会員を表彰する」という動議が提出されました。 (会則にはありません。)</p> <p>その動議に対して、第一修正と第二修正が提出されました。<u>第二修正で金額を増やすことも可能です。</u></p>	<p>右側は、会則の場合</p> <p>会則中の「10年皆勤会員を表彰する」に対して、会則修正案が事前通告されました。その<u>事前通告された会則修正案文が、審議の対象</u>です。</p> <p>その修正案に、修正の動議が提出されるとしたら、それは、<u>会則と事前通告の範囲内での修正の動議</u>となります。</p>
--	--

主要動議と会則修正案の違い



< 事前通告とは何か？ >

会則に対する会則修正案を事前に通告することを「事前通告」と言います。

○ITC-Jにおいては各会則に、下記が書かれています。

誰が提出者になれるのか？・

提出者はいつまでに会則・決議委員会に提出★するか？

会則・決議委員会は、いつまでに／どこに、その会則修正案を配布する？

○提出者は、期限までに、会則修正案を会則・決議委員会に送ります。

提出者名 修正箇所 修正方法と修正案文 現行会則(細則)

修正後の表記 提案理由 但し書き

○会則・決議委員会は、審議される修正案を会則に定められた日時までに、

(ITC-Jにおいては ITC-J 役員会と所属クラブに)送ります。**事前通告**

< 会則修正案の修正の内容は、 なぜ事前通告の範囲内でなければならないか？ >

○事前通告されている会則修正案を修正する場合、その修正動議は、**(数字の場合でも内容の場合も)**現行会則と事前通告された会則修正案との変更の範囲内でなければなりません。その理由は、範囲を超える修正動議が提出されるのでは、事前通告する意味がなく、欠席者が保護されません。

○「会則修正案に対する修正は、事前の通知を行わず、過半数の表決によって採択することができるが、修正の変更の程度を増大させる修正は認められない。」RONR・

57. AMENDMENT OF BYLAWS (RONR 第8版\$46 第12版\$57 p560)

57:1 A motion to amend the bylaws is a particular case of the motion to Amend Something Previously Adopted (35); it is therefore a main motion, and it is subject to the same rules as other main motions with the following exceptions:

1) Special requirements for this motion's adoption should be specified in the bylaws, and they should always include at least **notice** and a two-thirds vote, which (with a vote of a majority of the entire membership as an allowable alternative) are the requirements for its adoption if such specification in the bylaws is neglected (see 56:50·6).

2) Permissible primary and secondary amendment of the motion to amend the bylaws is usually limited by the extent of change for which notice was given.